

# 斜網地区廃棄物処理組合建設工事業務委託請負業者資格審査及び 指名基準に関する要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、斜網地区廃棄物処理組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「工事等」という。）を請負うことを希望する者（以下「請負業者」という。）の資格審査、指名等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (資格審査の申請)

第2条 請負業者は、一般財団法人北海道建設技術センター（以下「センター」という。）が実施する北海道市町村入札参加資格共同審査システムへ申請し、審査（以下「形式審査」という。）を受けなければならない。

2 前項の申請は、隔年制とし、請負業者が請負を希望する年度の前年度のセンターが定める期間（以下「期間中」という。）にしなければならない。ただし、新規に請負を希望する場合、又は希望業種を追加する場合は、当該請負業者が請負を希望する年度の前年度の期間中に申請することができる。なお、特別の事情がある場合は、この限りでない。

## 第2章 請負業者資格審査

### (資格審査会の設置)

第3条 第2条の規定により申請した者（以下「申請者」という。）の適格性の判定を行う資格審査及び格付審査を行うため、請負業者資格審査会（以下「資格審査会」という。）を置く。

### (資格審査会の職務及び資格の有効期間)

第4条 資格審査会は、形式審査の後、審査基準（別表第1）に基づいて、その適格性の判定（以下「資格審査」という。）を行うものとする。また格付基準（別表第2）に基づき級別の格付け審査を行うものとする。

2 形式審査の後、資格審査会の審査を受けて得た資格の有効期間は、第2条第1項及び同条第2項本文によるものは、審査を受けた日の後、直近の4月1日から2年間とし、第2条第2項ただし書きによるものは1年間とする。また、格付の有効期間は、判定を受けた日の後、直近の4月1日から2年間とする。

### (資格審査会の組織)

第5条 資格審査会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、事務局技監をもって充てる。

- 3 委員は、組合構成市町より選出の建設工事を担当する者及び委員長が指定する職にある者をもって充てる。

(委員長の職務等)

第6条 委員長は、資格審査会の会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、網走市選出委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 資格審査会の会議は、毎年、形式審査終了後に開くものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

- 2 資格審査会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 資格審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(競争入札参加資格者名簿)

第8条 管理者は、資格審査会の審査結果に基づき申請者の資格審査を決定したときは、競争入札参加資格者名簿(第1号様式)(以下「名簿」という。)に登載するものとする。

- 2 資格審査会は、名簿に登載した請負業者の資格を取消すときは、当該業者を名簿から抹消しなければならない。
- 3 名簿の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(指名停止等)

第9条 管理者は、指名競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(別表第3)に基づき、指名を停止することができる。

- 2 管理者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

### 第3章 指名

(請負業者の指名)

第10条 請負業者の指名を行う場合は、指名基準(別表第4)に基づき指名しなければならない。

(指名委員会の設置)

第11条 前条の指名の適正を確保するため、指名業者選定委員会(以下「指名委員会」という。)を置く。

(指名委員会の職務)

第12条 指名委員会は、工事等の起工の都度、当該工事等の入札参加者又は見積参加者を選定するものとする。

(指名委員会の組織)

第13条 指名委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。ただし、委員の総数は委員長を含め3名以上とする。

2 委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員は、当該工事等の起工を担当する課長、参事及び委員長が特に必要と認める関係職員をもって充てる。

(委員長の職務等)

第14条 委員長は、指名委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、施設課長がこの職務を代理する。

(会議)

第15条 指名委員会の会議は、工事等の起工の都度開くものとする。

2 指名委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 指名委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

#### 第4章 補則

(秘密の保持)

第16条 資格審査会及び指名委員会の委員長及び委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(適用除外)

第17条 この要綱は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、第2号及び第5号に該当する随意契約には、適用しないことができる。ただし、第9条第1項に定める指名停止基準に該当する行為があった場合は、同条の規定を適用するものとする。

(庶務)

第18条 資格審査会の庶務は、総務課総務係において処理するものとする。

(委任)

第19条 この要綱の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月3日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月28日から適用する。

## 審査基準

### 1 審査内容

- (1) 参加しようとする入札等に付されている事項の性質又は目的上、その履行について法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とする者にあつては、当該許可、認定、登録等を受けている者であること。
- (2) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させない者の決定を受けた後、その決定に係る期間を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 都道府県公安委員会が指定する暴力団又は暴力団連合体の構成員を役員（個人は代表者）並びに支配人及び営業所等の代表者として使用していないこと。
- (5) 次の社会保険等に加入している者であること。
  - ① 健康保険  
健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）であること。
  - ② 厚生年金保険  
厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）であること。
  - ③ 雇用保険  
雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）であること。

### 2 申請に必要な基準年数の取扱

- (1) 建設工事について
  - ① 審査基準日現在において建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上、当該建設業を営んでいること。ただし、管理者が特に認める場合はこの限りではない。
  - ② 有効期限内の最新の経営規模等評価結果通知書において①に係る完成工事高を有していること。ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、水道施設については管内業者に限り、また、管理者が特に認める場合は完成工事高の有無は問わないものとする。
- (2) 測量・建設コンサルタント等業務について  
審査基準日において、希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1ヶ年度決算期間にその事業の売上高を有していること。

別表第2（第4条関係）

## 格付基準

### 1. 格付の対象

次の（ア）又は（イ）に該当する者について格付を行う。

- （ア）法人である地元業者（網走市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、大空町（以下「管内」という。）に本店もしくは支店又は営業所を有する者）
- （イ）個人である地元業者（管内に住所を有する者）

### 2. 格付等級の設定

下表のとおり、工事種別毎に等級を設定する。

工事種別	格付等級
土木工事	A・Bの2等級
建築工事	
設備工事	

### 3. 格付等級の判定

- (1) 経営事項審査結果通知書(以下「経審」という。)の総合評定値(P)及び調整点に基づき算出した総合数値により判定する。
- (2) 総合数値を算定するための算式は、次のとおりとする。  
総合数値=総合評定値(P)+調整点
- (3) 総合評定値(P)は、次のとおりとする。  
建設業法第27条の29第1項の規定に基づいて、直近の12月1日までに通知を受けた数値とする。
- (4) 調整点は、次のA・B・C表及び(ア)から(ウ)の事項に留意し算定する。
  - (ア)事項別、件数別に累積加算することをさまたげない。
  - (イ)同一事件につきA表に該当する場合、B表は適用しない。
  - (ウ)請負業者に該当する項目の行為があった場合は、その都度別紙様式により報告する。

A 表

項目		点数
(1)	指名停止基準に該当する事項により指名停止をされた者	1件につき-30点
(2)	指名停止基準に該当するが輕易等で指名停止をされなかった者	1件につき-20点
(3)	組合との契約に関し虚偽または不法な届出をした者	1件につき-15点
(4)	組合との契約に関し届出義務を履行しなかった者	1件につき-10点
(5)	組合との契約に関し正当な理由がなく諸届を著しく遅滞させた者	1件につき-10点
(6)	組合との契約に関し組合の指示に従わなかった者	1件につき-10点
(7)	組合との契約に関し契約現場説明事項を十分に承知しなかった者	1件につき-10点

B 表

項目		点数
(1)	一般業務に関し土地建物の許認可等の法規(※)に重大な違反をした者	-30点
(2)	一般業務に関し土地建物の許認可等の法規に軽少な違反をした者	-20点
(3)	一般業務に関し業務上の犯罪により法人又は役員が起訴された者	-20点
(4)	一般業務に関し安全管理を怠り関係者に死傷者を生じさせたとき	-20点
(5)	一般業務に関し悪質な脱税が摘発された者	-20点
(6)	従業員退職金制度に加入していない者	-15点
(7)	社会保険に加入していない者	-30点

(※)土地建物の許認可等の法規とは建築基準法、都市計画法、農地法、森林法、自然公園法、盛土規制法、消防法、下水道法等をいう。

C 表

項目		点数
(1)	元請完成工事高を有していない者	-15点

#### 4. 等級判定の基準となる総合数値

第3項(2)で算定した総合数値により、下表のとおり等級判定を行う。ただし、土木工事、建築工事のA等級への格付は、建設業法第15条の特定建設業の許可業者とする。

工事種別	等級	総合数値
土木工事	A	995点以上
	B	994点以下
建築工事	A	850点以上
	B	849点以下
設備工事	A	790点以上
	B	789点以下

#### 5. 格付後、請負業者間で企業合併が行われた場合の取扱いについて

##### (1) 第1項に該当する者同士の場合

###### (ア) 許可業種が同一の場合

格付上位の者を指名するものとし、合併後の経審を受理後、再格付を行う。

###### (イ) 許可業種が異なる場合

第5項による。

##### (2) 第1項に該当する者とそれ以外の者との合併の場合

###### (ア) 許可業種が同一の場合

当該年度は第1項に該当する者を継承する。

###### (イ) 許可業種が異なる場合

当該年度は第1項に該当する者を継承し、それ以外の者については次年度新規業者として第5項による。

6. 指名競争入札により建設工事を発注する場合の考え方

設計金額を、下表に定める「発注の標準となる設計金額」に照らして選定することを基本とする。

発注の標準となる設計金額

工事種別	等級	設計金額(税抜)
土木工事	A	2,000万円以上
	B	2,000万円未満
建築工事	A	3,500万円以上
	B	3,500万円未満
設備工事	A	1,000万円以上
	B	1,000万円未満

## 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領

（趣旨）

第1 本組合が発注する工事等の契約に係る指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）の指名停止の事務処理については、法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この要領に定めるところによるものとする。

（指名停止）

第2 管理者は、資格者が表第1又は表第2の各項（以下「表各項」という。）に掲げる停止要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて表各項に定めるところにより期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。

2 管理者が指名停止を行ったときは、指名委員会は、工事等の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（指名停止の期間の特例）

第3 資格者がいずれかの事案により表各項の停止要件の2以上に該当したときは、当該停止要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

（1）表第1項から第8項まで又は第9項から第21又は第21項（表第2にあっては第19項）までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ同表第1項から第8項まで又は第9項から第21項（表第2にあっては第19項）までの停止要件に該当することとなったとき。

（2）表第9項から第11項まで又は第12項から第17項までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第9項から第11項まで又は第12項から第17項までの停止要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 管理者は、資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 管理者は、資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期

間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

- 5 管理者は、指名停止の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 管理者は、表第12項又は第15項の停止要件に該当し、指名停止を行った資格者について、当該停止の期間が満了している場合において、当該事案について極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止の期間を変更したと想定した期間から、当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。
- 7 管理者は、指名停止の期間中の資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

#### (下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第4 管理者は、第2第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 管理者は、第2第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 管理者は、第2第1項又は前2項の規定による指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 4 管理者は、指名停止の期間中の資格者に対し、第3第5項の規定による指名停止の期間の変更を行うときは、前3項の規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第3第5項の規定により指名停止の期間の変更をした資格者の変更後の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の期間の変更を行うものとする。
- 5 管理者は、指名停止の期間中の資格者に対し、第3第7項の規定による指名停止の解除を行うときは、第1項から第3項までの規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第3第7項の規定により指名停止の解除を行った資格者と併せて指名停止の解除を行うものとする。

#### (契約の相手方の制限)

- 第5 発注担当者は、資格者が別表第9項から第17項までの停止要件に該当するものとして、契約書を作成する契約の締結前に指名停止を受けた場合は、指名停

止の期間中の当該資格者を当該契約の相手方としてはならない。また、当該資格者が議会の議決に付すべき契約における落札者である場合、本契約の締結前においては、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除し、本契約を締結しないこととする。

- 2 前項の取扱いは、同項に掲げる停止要件以外の停止要件に該当する場合であつて、その事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当すると管理者が認めるときも同様とする。
- 3 指名委員会は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ管理者の承認を受けたときはこの限りではない。

#### (下請等の禁止)

第6 指名委員会は、指名停止の期間中の資格者が当該担当部課の契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

#### (停止要件該当者の報告等)

第7 発注担当者は、各課の発注に係る事項に関し、別表の停止要件に該当する者があると認めるときは、速やかに総務課長に報告するものとする。

#### (指名停止の審査)

- 第8 総務課長は、第7第1項の規定により報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る事項につき必要に応じ、その事実とともに、当該報告に係る事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当するか否かを併せて調査検討等の上、資格審査会に送付するものとする。
- 2 総務課長は、前項により送付した事案につき、資格審査会から審議結果の通知があったときは、当該資格者の競争入札への参加指名の停止、その期間及び事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当する場合の第5第2項の適用について、管理者の決定を受けるものとする。
  - 3 総務課長は、当該報告の事案が別表第9項から第17項までの停止要件に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、報告を受けた後、直ちに当該資格者の指名の停止及び契約の相手方としてはならないことの決定について、資格審査会の審議を経ずに管理者の決定を受けるものとする。ただし、当該報告の事案から別表の停止要件に係る指名停止の期間が明らかな場合は、指名停止の期間についても併せて管理者の決定を受けるものとする。
  - 4 総務課長は、前項の規定により決定した事案の指名停止の期間について、速やかに当該報告に係る事項につき必要に応じその事実を調査確認等の上、当該報告に意見を付して資格審査会に送付するものとする。
  - 5 総務課長は、前項により送付した事案につき、資格審査会から審議結果の通知があったときは、管理者の決定を受けるものとする。この場合において、第3項

ただし書の規定により指名停止の期間を資格審査会の審議を経ずに管理者の決定を受けた場合であって、資格審査会からの審議の結果、指名停止の期間を変更する必要がないときは、管理者の決定を要しないものとする。

- 6 第3項の規定は、総務課総務係が、別表第9項から第17項までの停止要件に該当する事案を報道等により把握した場合に準用する。

#### (指名停止等の通知)

第9 総務課長は、第8第2項及び第3項の規定による管理者の決定を受けたときは、資格者及び発注担当部署に対し書面により通知するものとする。この場合において、当該資格者を契約の相手方としてはならないことの管理者の決定を受けたときは、その旨を発注担当部署に対し併せて通知するものとする。

- 2 総務課長は、第8第2項及び第3項の規定による管理者の決定を受けたもののうち、第4第3項の規定により指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体に対し指名停止の決定を受けたものについては、指名停止となる当該構成員から、当該共同企業体についても指名停止となる旨を周知させることができる。

#### (指名停止期間の変更及び指名停止の解除)

第10 第7、第8及び第9の規定は、指名停止期間の変更及び指名停止の解除の場合について準用する。この場合において、資格者に書面により通知するものとする。

#### (指名停止の決定前における措置)

第11 総務課長は、第8第2項の規定に基づく指名停止の決定前において別表の停止要件に該当することとなる資格者を指名競争入札に参加させないこととする必要がある場合は、その旨を決定することができる。この場合において総務課長は、速やかに関係の発注担当部署に対し当該決定の内容を通知するものとする。

- 2 総務課長は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、資格審査会の委員長たる事務局長に協議するものとする。
- 3 総務課長は、資格者が別表第9項から第17項までの停止要件に該当するものとして第7の規定により報告を受けたとき又は当該停止要件に該当する事案を報道等により把握したときは、第8第3項の規定に基づく指名停止の決定前において、第9第1項の規定による通知を受けるまでの間、第5第1項の規定を適用する契約については当該資格者との契約の締結を保留すべきことを決定するものとする。この場合において、総務課長は、速やかに関係の発注担当部署に対し当該決定の内容を通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた場合、発注担当者が当該資格者との間で第5第1項の規定を適用する契約を締結しようとしているときは、第9第1項の規定による通知を受けるまでの間、当該契約の締結を保留することとする。

(指名停止の公表)

第12 総務課長は、指名停止が行われた場合は遅滞なく、当該指名停止に係る書面の写しを組合ホームページにて公表するものとする。この場合において、公表期間は、当該指名停止の期間とする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第13 管理者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことが出来る。

(その他)

第14 この要領の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 別表第4（第10条関係）

### 指 名 基 準

1. 請負業者を指名するときは、名簿の中から次に掲げる要件を満たしている者を指名するものとする。
  - （1）指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約の履行がなされないこととなるおそれがない者であること。
  - （2）契約の性質又は目的により当該契約の履行について法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするときは当該許可、認可、登録等を受けている者であること。
  - （3）契約の性質又は目的により当該契約の履行について特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者であること。
  - （4）契約の性質又は目的により履行期限、履行場所、アフターサービス等を勘案し一定地域内の者のみを対象として競争に付することが有利、適当であると認められるものにあつては、当該一定区域内に営業所等を有するものであること。
  - （5）指名しようとする時点において、現に履行中の契約と当該契約とを総合して経営規模に余裕があると認められる者であること。
  
2. 請負業者を指名するときは、適当な競争性の確保並びに契約の適正な履行の確保を図るよう、次の方針により指名するものとする。
  - （1）契約の性質、内容が管内に本店、本社又は主たる営業所を有する者（以下「管内業者」という。）で履行の確保が可能であると認められる場合で、かつ適当な管内業者が相当数ある場合は、管内業者の中から指名する。なお、土木一式工事、建築一式工事、管工事に限っては、管内に支店又は営業所を有し、事業活動を行い、かつ従業員を雇用する者（以下「準管内業者」という。）を管内業者に加え指名することができる。
  - （2）契約の性質、内容が管内業者で履行の確保が困難である場合、又は適当な管内業者が相当数ない場合は、準管内業者を管内業者に加え指名することができる。
  - （3）管内業者及び準管内業者で契約の履行の確保が困難である場合、管内業者及び準管内業者以外を指名することができる。
  
3. 指名競争入札につき請負業者を指名するときは、1 および2 によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 名簿に格付区分が定められている工種については、当該工事の設計金額に対応する格付等級の者を指名するものとするが、当該工事が要求する技術・経験等を勘案して、1等級上位の者を指名することができる。また、当該工事の内容に照らして可能であると判断される場合は、2等級下位の者への指名を行うことができる。
  - (2) 名簿に格付区分が定められていない工種については、地元業者の適格者の中から指名するものとする。
  - (3) 地元業者以外の者を指名するときは、次の条件の一に該当する者を指名するものとする。
    - (ア) 過去3年以上管内に営業所を有する者
    - (イ) 過去に管内若しくは国並びに他の地方公共団体との契約を履行した実績を有する者
    - (ウ) その他適格と認める者
  - (4) 初年度登録の者は、指名を1年留保することができる。
4. 随意契約につき請負業者を指名するときは、1及び2によるものとする。ただし、特別の事情がある場合は名簿以外の適格者の中から指名することができる。
5. 舗装工事業の指名は、アスファルトプラント工場を地理的に有利な位置に有するものとする。

